

2024

サママー キャンパーン

取扱期間:令和6年6月3日(月)～令和6年8月30日(金)

スーパー定期貯金(1年もの)

適用金利

0.15%

スーパー定期貯金(3年もの)

適用金利

0.30%

〈対象〉

- お預け入れ金額30万円以上
- 当JAの組合員(新規加入者・同一世帯家族を含む)に限ります。
- 新規預入資金(※)でお預けいただく個人の方に限ります。

(※)新規預入資金とは、当JA本支店以外からのお預入資金です。
振込資金は振込日より1ヶ月以内に預入れされたものに限ります。

募集総額

25億円

©よりぞう

詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。

JAよこすか葉山

武山支店 TEL.856-2111
長井支店 TEL.856-1039

北下浦支店 TEL.848-0611
くりはま支店 TEL.835-0555
衣笠支店 TEL.852-0428

大楠支店 TEL.856-8724
葉山支店 TEL.875-0111

令和6年8月5日以降は856-2111となります。

【商品の概要】



商 品 名	●2024 サマーキャンペーン定期貯金<単利型><複利型>												
ご利用いただける方	●個人の方に限ります。 ●当 JA の正組合員、准組合員（新規ご加入者・同一世帯家族を含む）に限ります。 ※組合員とは、定款・規約 第3章 第12条に掲げる個人の組合員とします。 ※同一世帯家族を含みます。												
取 扱 期 間	●令和6年6月3日(月)から令和6年8月30日(金)まで なお、募集総額に達した場合や、金利情勢が大幅に変化した場合には取り扱いを終了させていただきます。												
募 集 総 額	●預入総額 25 億円（2024 サマーキャンペーン定期貯金<単利型><複利型>の合計となります。）												
期 間	●<単利型> 1年の定型方式・<複利型> 3年の定型方式 ●自動継続（元金継続または元利金継続）扱いになります。												
預 入 方 法 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位 (4)預 入 条 件	●一括預入 ●30万円以上 ●1円単位 ●新規預入資金(※)でお預けいただく定期貯金に限ります。 (※)新規預入資金とは、当JA本支店以外からのお預入資金です。振込資金は振込日より1ヶ月以内に預入れされたものに限ります。												
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。 ●複利型は一部支払いの取扱いができません。 預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。												
利 息 (1)適 用 金 利 <単利型> <複利型> (2)利 払 頻 度 (3)計 算 方 法 (4)税 金 (5)金利情報の入手方法	●預入時の利率年0.15%を満期日まで適用します。 ●自動継続後は、原則として「スーパー定期貯金<単利型>」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ●預入時の利率年0.3%を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。 自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●<単利型> 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ●<複利型> 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ●20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。												
手 数 料	——												
付加できる特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ●マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。 ●通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。												
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <table><thead><tr><th>約定した預入期間が1年の場合</th><th>約定した預入期間が3年の場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 6か月未満 … 解約日における普通貯金利率</td><td>① 6か月未満 … 解約日における普通貯金利率</td></tr><tr><td>② 6か月以上1年未満 … 約定利率×50%</td><td>② 6か月以上1年未満 … 約定利率×40%</td></tr><tr><td></td><td>③ 1年以上1年6か月未満 … 約定利率×50%</td></tr><tr><td></td><td>④ 1年6か月以上2年未満 … 約定利率×60%</td></tr><tr><td></td><td>⑤ 2年以上3年未満 … 約定利率×70%</td></tr></tbody></table>	約定した預入期間が1年の場合	約定した預入期間が3年の場合	① 6か月未満 … 解約日における普通貯金利率	① 6か月未満 … 解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満 … 約定利率×50%	② 6か月以上1年未満 … 約定利率×40%		③ 1年以上1年6か月未満 … 約定利率×50%		④ 1年6か月以上2年未満 … 約定利率×60%		⑤ 2年以上3年未満 … 約定利率×70%
約定した預入期間が1年の場合	約定した預入期間が3年の場合												
① 6か月未満 … 解約日における普通貯金利率	① 6か月未満 … 解約日における普通貯金利率												
② 6か月以上1年未満 … 約定利率×50%	② 6か月以上1年未満 … 約定利率×40%												
	③ 1年以上1年6か月未満 … 約定利率×50%												
	④ 1年6か月以上2年未満 … 約定利率×60%												
	⑤ 2年以上3年未満 … 約定利率×70%												
貯 金 保 険 制 度 (公的 制 度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。												
苦 情 処 理 措 置 及 び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク対策室(電話：046-838-5027)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク対策室またはJAバンク相談所にお申し出ください。神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）												
その他参考となる事項	●継続を停止した場合の満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。												